

令和元年度 第1回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. **開催日時** 令和元年5月17日（金） 午後3時00分～3時25分

2. **開催場所** 恵庭市役所 3階 301・302会議室

3. **出席者**

【出席委員】 西根委員、渡邊委員、高畠委員、齊藤委員、村松委員
関田委員、米地委員、本間委員・・・・（計8名）

【欠席委員】 伊藤委員、島田委員

【傍聴者】 0名

【報道関係】 0名

【事務局】 保健福祉部長、保健福祉部次長、介護福祉課長、介護福祉課主幹
介護福祉課：指導担当主査・スタッフ、介護保険担当主査、
（計7名）

4. **内 容**

（1）開会

（2）挨拶

（3）内容

＜議 事＞

1. 恵庭市地域密着型サービス事業者の指定について （認知症対応型共同生活介護）

＜報 告＞

1. 恵庭市地域密着型サービス事業者等の新規指定と指定更新について

2. 指定介護予防支援の一部委託について

3. 各種公募選定後及び今後の公募スケジュールについて

4. その他

（4）詳細

＜議 事＞

1. 恵庭市地域密着型サービス事業者の指定について （認知症対応型共同生活介護）

平成 30 年度公募を行い、認知症グループホーム事業予定者として 2 事業者の選定を行った。そのうち、1 事業者より新規の指定申請があったことから、地域密着型サービス運営委員会も兼ねている本部会でご承認を賜りたい。なお、事業者概要については、資料のとおり。

【部会長】只今、事務局より説明のあった、恵庭市地域密着型サービス事業者の指定（認知症対応型共同生活介護）について、意見等はありませんか。なければ、承認されたことと致します。

⇒全会一致で承認。

< 報 告 >

1. 恵庭市地域密着型サービス事業者等の新規指定と指定更新について

介護保険法により、居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型通所介護に关します指定の権限は、市町村と規定されている。ついでには、資料に記載されている事業者より、新規指定及び指定更新の申請があったことから、運営等の内容について介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査を行い新規指定及び指定更新を行ったので、報告する。

2. 指定介護予防支援の一部委託について

指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターは、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるとされており、また委託するときは予め市町村長へ届出をすることとされているが、これまで委託する際には地域包括支援センターの任意様式で恵庭市に届出をされており、委託する内容や届出の条件にばらつきがあった。このことから、要領、様式を制定し、提出条件を統一するとともに委託内容の一元化を図り、委託する個人に対しての報告ではなく委託する事業所に追加、変更がある場合に本部会に報告するものとし、報告する。

3. 各種公募選定後及び今後の公募スケジュールについて

認知症グループホームについて、新規の指定申請を受け、本日の議事の 1 でご審議、ご承認をいただいた本件については、令和元年 6 月 1 日の供用開始を予定している。

続いて、同じく認知症グループホームの追加公募について、供用開始を令和 2 年 3 月を予定していることから、1 月までに指定申請を受け、2 月を予定している本部会でご

審議、ご承認をいただきたいと考えている。

続いて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、夏から秋頃の供用開始を予定していることから、6月頃に指定申請を受け、7月頃を予定している本部会でご審議、ご承認をいただきたいと考えている。また、本事業についての相互理解を図ることを目的に供用開始前に居宅介護支援事業所を対象に事業者説明会を実施する予定である。

続いて、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護「地域密着型特別養護老人ホーム」について、平成31年1月に事業者公募説明会を実施し、平成31年3月1日から3月18日の期間で公募したところだが、応募事業者はいなかったため、事業者ヒアリング、公募の方針や要件の検討、見直し、また事業者選定までのスケジュールを検討した上で、年度内に再公募する予定である。

最後に、特定施設入居者生活介護について、本事業における事業者の指定は北海道が行いますが、指定にあたり恵庭市は第7期介護保険事業計画との調整を図る見地から、北海道に意見書を提出する必要があることから恵庭市として内諾する事業者を選定するために行った。資料のとおり「HITOWA ケアサービス株式会社」を選定しており、北海道から市町村意見書が求められたことから、特定施設入居者生活介護の整備は、第7期介護保険事業計画の内容に相違ない旨の意見書を提出したところ。なお、供用開始は令和元年6月を予定している。以上、報告する。

【部会長】 只今、事務局より説明のあった、報告案件について、意見等はありませんか。
⇒意見等はなし。

4. その他

令和元年度介護保険料改定のご案内について、令和元年10月より消費税増税に伴い、今年度の介護保険料段階が1から3段階までの保険料額が資料のとおり改定となることを報告する。

【部会長】 只今、事務局より説明のあった、報告案件について、意見等はありませんか。
⇒意見等はなし。

(5) 閉会

【部会長】 以上をもって閉会とします。